

の施策を講ずる」ことが求められているところである。

(男女雇用機会均等の推進)

(二)で述べたように、企業の雇用管理の男女の均等な取扱いは改善されつつあるが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっている。このため、労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女の機会均等を推進することが必要である。

(十二) 地方公共団体との連携

地域活性化のためには、地域の様々な実情を考慮して、各地域の視点に立ったよりきめ細かな取組を実施していく必要がある。そのため地域のニーズを的確に把握しつつ雇用施策を地域において効果的に実施していくためには、地方公共団体が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等との緊密な連携がますます求められている。

第三 平成二十年度の雇用における重点施策

第一において掲げた様々な課題に対応するため、平成二十年度において、以下に掲げる施策について、地域の実情に応じ都道府県等との緊密な連携を図りながら、円滑かつ効果的な雇用施策の実施に全力で取り組んでいくこととする。

一 働く希望を持つ若者の就業促進

我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に發揮できるよう、各地域における地方公共団体等が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等と以下の施策との緊密な連携を図りつつ、若年者等に対する包括的な支援を行う。

(一) フリーター常用雇用化プラン等の推進（常用雇用化三十五万人を目指）

ア 年長フリーターに対する常用就職支援等の実施

中小企業の人事担当者による模擬面接等を行うジョブミーティングを実施するとともに、ジョブクラブ（就職クラブ）方式でのセミナー、グループワーク等の実施箇所数の拡充、若年者試行雇用、若年者雇用促進特別奨励金や独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）において実施している年長フリーター自立能力開発システムとの連携強化等により、年長フリーターの常用就職を支援する。また、都道府県等との連携の下、フリーターア等の若者に対する多様な農業就業支援を実施する。

イ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施等

若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供するために、都道府県が設置するセンター（通称・ジョブカフェ）における取組を、都道府県労働局を始め、経済団体等関係機関との連携の下推進する。また、公共職業安定所及びヤングワークプラザにおいてフリーターの常用就職支援を実施する。

ウ 若者の応募機会の拡大等に係る周知・広報、相談機能の強化

雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）による青少年の雇用機会の確保等に関する事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第一二百七十五号）に基づき、若者の応募機会の拡大について、事業主への周知・啓発、指導を徹底するとともに、企業等からの好事例の収集・分析、事業主への提供を行うほか、事業主団体と連携を図りつつ応募機会の拡大等に取り組む事業主等への相談を実施する。

エ ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者への就労支援の実施

住居を失い、ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者の安定的な雇用機会の確保を図るため、公共職業安定所とNPO法人等との連携による職業相談・職業紹介、技能講習、住居の確保に向けた相談支援等を行う。

オ 若者の職業能力開発機会の充実

実践型人材養成システムや実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）等の拡充や、雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練の創設・支援を図るほか、就職支援講座を行い、その後必要に応じ短期間の訓練を行うなど、若者に対する効率的かつ集中的な支援による就職促進を図る。都道府県労働局及び公共職業安定所においても、これらの施策について積極的に周知・情報提供を行い、普及を図る。

(二) 職業意識形成支援の積極的推進

中高生を対象としてキャリア探索プログラムを積極的に実施するとともに、高校生向け就職ガイダンスについて就職希望者が多い学校を対象に引き続き実施する。また、大学生等を対象とした各種セミナー等を実施するほか、インターンシップ受入れ企業開拓事業を各都道府県単位で事業主団体に委託して実施する。

さらに、能開機構が運営する私のしごと館の積極的な活用及び周知を図る。

(三) 新規学卒者及び既卒者並びに若年失業者等に対する就職支援策の推進

高校新卒者に対しては、高卒就職ジョブサポーターを活用し、中学・高校卒業者の円滑・的確な就職を支援する。また、学生職業センター等において、大学等新卒者に対し、各地域の大学等と連携しつつ積極的な就職支援を行うほか、既卒者向けの求人情報誌の作成や面接会を開催する。

若年失業者等に対しては、公共職業安定所においてきめ細かな就職支援を行うほか、キャリア・コンサルティング機能付き携帯サイトを活用したメール相談等について積極的に周知・情報提供を行う。

(四) 地域において支援を必要とする若者等のチャレンジ支援

ニートに対する地域の支援拠点として地方公共団体との協働により設置している地域若者サ

ポートステーションについて、訪問支援を行う人材の養成と訪問支援モデル事業等を実施するとともに、設置箇所数を拡充する。また、引き続き、合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験等を通じて若者に働く自信と意欲を付与する若者自立塾事業を実施する。

都道府県労働局及び公共職業安定所においても、これらの事業の周知・普及に努めるなど、効果的・総合的な支援が図られるよう配慮する。

(五) 三十五歳以上の不安定就労者への一貫した就職支援の実施

三十五歳以上の不安定な就労を繰り返す傾向がある者に対しては、公共職業安定所において担当制によるキャリア・コンサルティングから職場定着指導までの一貫したきめ細かな支援を行い、安定的な就職を促進する。

二 女性の意欲・能力を活かした職業キャリアの継続と再就職の実現

(一) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備

男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてゐる事情を改善するため、ポジティブ・アクションの趣旨及び内容について一層の周知徹底を図るとともに、企業が行う雇用管理改善等の自主的な取組を推進する。

また、育児期・介護期も離職せずに継続就業できるよう、地方公共団体と連携しつつ、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六

号）の周知徹底を図るとともに、育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行つたり、短時間勤務制度の導入や事業所内託児施設の設置・運営等を行うなど仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対する助成を行うなどの支援を行い、雇用の継続を図る。

(二) 子育てする女性等に対する再就職支援の充実

子育てをしながら再就職を希望する女性等を支援するため、マザーズハローワーク、マザーズサロン及び新たな事業拠点であるマザーズコーナーにおいて、地方公共団体等の子育て女性を応援する関係機関と連携して、仕事と子育ての両立支援やテレワーク等に取り組む企業の情報や保育所・子育て支援サービス等に関する情報等を提供するとともに、求職者のニーズを踏まえた担当制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援サービスを提供する。特に、独自求人の確保、保育所入所の取次ぎ、出張相談等の実施による更なる支援の充実を図る。

また、将来再就職を希望する子育て女性等への支援として、働けるようになつたときに円滑に再就職できるよう、再就職に向けた情報提供や個々の希望に応じた再就職プランの策定支援を行う再就職希望者支援事業を実施する。

さらに、地方公共団体等子育て女性等の就職支援に取り組む関係者による協議会を開催し、地域の関係機関の連携の下で、子育てをしながら就職を希望する女性等に対する総合的な支援

を実施する。

三 いくつになつても働ける社会を目指した高齢者雇用対策の推進

(一) 企業における高齢者の雇用機会の確保

高齢者雇用安定法に基づく確保措置が確実に実施されるよう的に助言・指導を行うとともに、確保措置が六十五歳までの希望者全員を対象とするものとなるよう事業主団体等と連携して周知・啓発を図る。

また、「七十歳まで働ける企業」の実現等、六十歳代半ば以降の高齢者が働く職場の拡大に向け、地方公共団体、事業主団体とも連携・協力して、シンポジウムの開催、好事例の表彰、企業への相談・援助等を行う。

(二) 団塊の世代を中心とする高齢者の再就職支援

高齢者の応募機会を確保するため、公共職業安定所の求人受理に際して、募集・採用における年齢制限の禁止を徹底し、適切に指導を行うとともに、公共職業安定所を利用しない企業に対しても、雇用対策法の趣旨を踏まえた募集・採用が行われるよう、地方公共団体、事業主団体等の協力を得て周知を図る。

公共職業安定所においては、地方公共団体の高齢者向け職業紹介事業との連携を図り、あわせて、市区町村と共同で運営する高齢者職業相談室において、市区町村との連携、情報共有

を図るなど、高齢求職者に対する就職支援等を行う。

定年退職者やこれから定年退職を迎える中高年齢者に関して、セカンドキャリアに向けた準備、円滑な再就職に資するため、地方公共団体の実施するセカンドキャリアのための各種事業との連携を図りつつ、新たに設ける地域団塊世代雇用支援戦略会議等の地域団塊世代雇用支援事業、シニアワークプログラム事業等を適切に実施する。

(三) シルバー人材センター事業の活性化

再チャレンジ支援総合プランにおける、シルバー人材センターの会員を平成二十二年度までに百万人に増やすという目標を踏まえ、都道府県シルバー人材センター事業推進連絡会議を通じて、都道府県及び各都道府県シルバー人材センター連合と協力しつつ、シルバー人材センター事業の活性化及び拡大を図る。

地方公共団体と協力して、広報、各種イベント等を活用し、地域におけるシルバー人材センターの認知度を高める。

各地域のシルバー人材センターが、教育、子育て、介護、環境等の分野で、地域が求める新たなサービスを実施することを目指し、市区町村の協力を得つつ積極的な取組を支援する。

四 障害者に対する就労支援の推進

(一) 障害者雇用に対する意識の改革

企業、国民の障害者雇用に対する意識を改革し、ノーマライゼーションの理念に基づいて障害者の雇用を推進するため、地方公共団体とも連携・協力しつつ事業主団体を活用したセミナー、特別支援学校や社会福祉施設におけるセミナー、企業と障害者等の関係者の交流会等を実施する。

(二) 企業等における障害者雇用の推進

法定雇用率未達成の企業に対して、指導基準に基づいた厳正な指導を行い、地域における実雇用率の向上、未達成企業割合の低減を図る。また、率先垂範して障害者雇用を進めるべき立場である公的機関については、速やかな法定雇用率の達成を図るために徹底した指導を行う。

中小企業については、特に企業トップの理解が不可欠であることから、地方公共団体や事業主団体とも連携して、障害者雇用や支援策についての理解の浸透を図り、中小企業における障害者の雇用に結びつける。

地域の有力な企業等について、地域における障害者雇用を一層促進する観点から、法定雇用率の達成にとどまらず、特例子会社の設立や重度知的障害者・精神障害者、視覚障害者等就職困難度の高い障害者の雇用や実習受入れ等、積極的な取組を促す。

また、公的部門についても、都道府県労働局において、知的障害者等のチャレンジ雇用を実施するとともに、地方公共団体等におけるチャレンジ雇用や実習受入れ等、積極的な取組を促

す。

(三) 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化

福祉、教育から雇用への移行を一層推進するため、地域における支援機関の状況を踏まえつつ、都道府県段階及び地域段階において、各分野の関係機関のネットワークの構築を図るとともに、このネットワークを活用した就労支援力の強化を図る。

福祉施設利用者、特別支援学校卒業者については、都道府県の福祉担当部局、福祉施設、教育委員会、特別支援学校等との連携を図りつつ就労に対するニーズを把握した上で、関係機関の連携による的確な支援により、就職の実現を目指す。

その際、公共職業安定所を中心としたチーム支援の体制・機能の強化を図るとともに、試行雇用やジョブコーチ等の支援策を十分に活用する。

障害者就業・生活支援センターについては、平成二十三年度までにすべての障害者福祉圏域に整備するという方針に基づき、各都道府県における現在の設置状況を踏まえつつ、都道府県の福祉担当部局との連携の下で担い手の育成を図る。また、既設の障害者就業・生活支援センターにおいては体制の充実を行う中で就職等の実績の向上を図り、新たに委託する障害者就業・生活支援センターにおいては着実な業務の展開を図る。

(四) 障害の特性に応じた就職、雇用継続の支援

精神障害者については、公共職業安定所におけるカウンセリング機能を強化するとともに、医療機関と連携したジョブガイダンス事業を機動的に実施する。また、段階的に勤務時間を延ばす方法、グループ就労等それぞれの障害者の状況に応じた雇用の促進を図る。

発達障害者については、地方公共団体、発達障害支援センター等と連携して、発達障害に対する理解を促進するとともに、職業準備支援、ジョブコーチ支援等の活用による雇用の促進を図る。また、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている若者が多い地域において、若者の自立支援機関と連携し、きめ細かな就職支援を行う。

視覚障害、精神障害等の中途障害者については、医療機関等との連携を図りつつ雇用継続のための支援を実施する。

(五) 障害者に対する職業能力開発の推進

障害者職業能力開発校における訓練、一般校を活用した訓練及び障害者委託訓練について、障害者雇用促進のために活用し、積極的かつ効果的な受講あつせん等に努めるとともに、求職障害者や事業主に対しこれら支援策の周知を図る。

特に、地域の企業、社会福祉法人等を活用した障害者委託訓練については、求職障害者にとって実践的な職業能力を高める機会であるとともに、訓練を受託・実施した企業にとって、障害者の能力を見極め、ニーズに即した人材採用につなげることのできる支援策の一つでもある

ため、実施する意向のある企業については、都道府県に配置している障害者職業訓練コーディネーターに情報提供とともに、求人受理の機会等を捉えて積極的に利用を促進する。

五 安心して働く雇用環境の整備

(一) 母子家庭の母等及び生活保護受給者等に対する就労支援の推進

通常の求職者と比べ様々な理由により求職活動が制限される母子家庭の母等を支援するため、児童等を扶養する母子家庭の母等に対して早期就職の促進を図るとともに、職業訓練の積極的かつ効果的な受講あつせん等に努める。また、公共職業安定所と福祉事務所等とが連携した就労支援チームの体制、支援機能の向上等により、生活保護受給者等に対する就労支援を一層推進する。

(二) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進

刑務所出所者等の就労による社会的自立を図るため、刑務所、少年院、保護観察所等との連携の下、職業相談・職業紹介、求人開拓等を行うとともに、試行雇用制度の活用や職場体験講習を実施する等の就労支援を推進する。

(三) ホームレスの就業支援対策の推進

ホームレスの就業による自立を図るため、地方公共団体において実施している自立支援事業等との連携を図りつつ、きめ細かな職業相談や就業ニーズに応じた求人開拓等を行うとともに、

技能講習事業、就業支援事業等を実施する。

(四) 多様な状況に応じた各種雇用対策の推進

駐留軍関係離職者や漁業離職者に対しては、生活の安定と早期再就職の促進を図るため、職業訓練の推進と職業転換給付金の活用を図りつつ、公共職業安定所における職業相談・職業紹介を行う。

沖縄県の雇用失業情勢が依然として厳しい状況にあることから、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）に基づく政府全体の沖縄振興策等と連携しつつ、沖縄県内の特別の対策を推進する。

常用雇用を希望する日雇労働者に対しては、公共職業安定所における常用求人の職業紹介等を通じ、その常用雇用化を図る。

公共職業安定所及び民間団体等による職業相談・職業紹介の実施等により中国残留邦人等永住帰国者の雇用の促進を図るほか、北朝鮮帰国被害者等、犯罪被害者等に対し、きめ細かな就職支援を実施する。また、総合的な建設労働対策、港湾労働対策、季節労働者対策、出稼労働者対策の推進等多様な雇用管理の改善対策を推進する。

(五) 公正な採用選考システムの確立

公正な採用選考システムの確立を図るため、人権教育・啓発に関する基本計画（平成十四年

二月閣議決定）に基づき、就職の機会均等を保障することが同和問題等の人権問題の中心的課題であるとの認識に立つて、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実等に努めるとともに、全国高等学校統一応募用紙等の適正な応募書類の周知徹底や公正な採用選考についての各種啓発資料の作成・配布等により、雇用主に対する啓発・指導を実施する。

六 地域雇用対策の充実

(一) 雇用失業情勢が厳しい地域における雇用対策の推進

雇用失業情勢は、地域別にみると依然として改善の動きが弱い地域が存在するなど地域差がみられるところから、北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の八道県を始めとする雇用失業情勢が厳しい地域において、各地域の特性や実情を踏まえた雇用創出のための取組を積極的に行う。

あわせて、地方公共団体や地域の事業主団体等とも十分に連携するとともに、地域の産業施策及び地域振興施策とも一体となつた取組を行う。

(二) 雇用失業情勢の改善に向けた意欲のある地域等への支援

ア 都道府県等広域的な地域における取組の支援

地域によつては、都道府県を中心とする広域的な地域で取り組むことが地域における雇用機会の創出に資する場合があることを踏まえ、地域雇用創造推進事業において、これまでの

市町村を中心とする取組に加え、都道府県が中心となつて参画する地域の取組についても積極的な支援を行う。このため、当該事業を活用する可能性がある都道府県等に対し周知徹底を図り、当該事業の積極的な活用を図る。

イ 市町村等の取組の支援

地域における雇用創出のためには、地域の自発的な創意と工夫により、地域レベルでの多様な雇用の創出が図られることが重要であることから、雇用創出に向けた意欲のある市町村等における地域雇用創造推進事業を積極的に推進し、そのための取組として地域雇用戦略チークの活用等による積極的な支援を行う。

(三) 雇用失業情勢が特に厳しい地域等への支援

ア 雇用失業情勢が特に厳しい地域への支援

地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）に基づく雇用開発促進地域等について、直近の雇用失業情勢等を踏まえて必要に応じて地域の見直しを行うとともに、当該地域において雇用開発に取り組む事業主を支援する地域雇用開発助成金を活用することにより、地域における雇用機会の増大を図る。

イ 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域への支援

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、新たに当該地域の重点分野で創業する事

業主を支援する地方再生中小企業創業助成金を設けることとしており、事業主団体等に対する周知徹底を図ることにより、当該助成金の積極的な活用を図るとともに、都道府県を中心とする地域関係者が地域の活性化に資する重点分野を適切に定めることにより、雇用創出効果の実効性を高める。また、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）に基づき、新分野進出等に伴い人材を雇い入れた中小企業事業主に対する支援を実施するとともに、地域の若者の雇用を促進するための支援、技能継承に取り組む中小企業事業主への支援を強化するなど、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域に対し一層強力に支援する。

(四)

U・Iターン希望者に対する支援

東京都、愛知県、大阪府の主要な公共職業安定所に地方就職等支援コーナーを設置し、U・Iターンにより就業、起業及び地域の社会貢献を目指す地方就職希望者に対し、相談・援助を行うことにより、人材の地方への移動を円滑に進めるとともに、合同就職面接会の開催等により、地方公共団体のU・Iターン対策との連携を強化する。

(五) 農林業等への就業の支援

就農等支援コーナー等により農林業等への多様な就業希望にこたえるため、地方農政局、都道府県関係部局、関係団体等との連携の下に、求人情報の提供、職業相談・職業紹介、農林業